

保 学 第 4 8 号
令和2年9月14日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項について（通知）

県立学校における部活動の再開、対外試合等については、これまでにも通知していますが、今般の新型コロナウイルスに関する県内の感染状況等を踏まえ、部活動の大会や演奏会等への参加に当たっては、特に次のことも留意し、適切に対応願います。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 大会等参加について

- (1) 生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- (2) 発熱等の風邪症状がみられる生徒や教職員は、参加しないよう徹底すること。
- (3) 大会等の開催前に、校内で生徒や教職員に感染者が発生した場合は、安全が確認されるまでの間(保健所による濃厚接触者の範囲の特定や検査に必要な日数等)は、感染が確認されていない生徒や教職員についても、参加を控えること。
- (4) 大会等への参加に当たっては、参加の可否も含め、主催者が策定したガイドラインや中央競技団体等が示すガイドライン等を遵守すること。
- (5) 大会等に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒や教職員の感染防止対策を講じること。

2 健康管理等について

学校は、感染拡大防止のため、特に大会等開催の2週間前からの部員・顧問の健康管理と行動把握をより徹底すること。

3 その他

- (1) 生徒が部活動や大会等へ参加するために、健康状態等について虚偽の報告等をすることがないよう、普段から指導すること。
- (2) 校内で生徒や教職員に感染者が発生したことにより、部が急遽、大会等に参加できなくなることも考えられることから、このことによる誹謗・中傷、いじめ等が生じることがないよう、普段から指導すること。

〈参考〉

- 令和2年5月22日付け、保学第22号
「6月からの県立学校における部活動の再開について」【別添：資料1】
- 令和2年6月15日付け、保学第29号
「県立学校における部活動の対外試合等の再開について」【別添：資料2】
- 令和2年8月11日付け、保健第162号
「部活動等における新型コロナウイルス感染症対策について」【別添：資料3】
- 令和2年9月4日付け、教育政策課事務連絡
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～」(抄)【別添：資料4】
- 部活動の大会等参加に関するQ&A【別添：資料5】

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596

保学第48号
令和2年9月14日

市町村（組合）教育委員会教育長 殿
(岡山市を除く。)

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公印省略)

部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項について（通知）

このたび、県立学校に対して、部活動の大会や演奏会等への参加に係る留意事項について通知しましたので、情報提供します。

市町村教育委員会におかれましても、引き続き、各学校において生徒及び教職員の感染症対策に適切に対応するようお願いします。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話：(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話：(086) 226-7596

保学第48号
令和2年9月14日

岡山県高等学校体育連盟会長
岡山県高等学校野球連盟会長 殿
岡山県中学校体育連盟会長

岡山県教育庁保健体育課長
(公印省略)

部活動の大会等への参加に係る留意事項について(通知)

平素から、本県の学校体育の振興につきまして、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、このことについて、別添写しのとおり、県立学校長あてに通知したところです。今後開催される各連盟主催大会におきましても、引き続き、中央競技団体等が示すガイドライン等を踏まえ、感染症対策に万全を期すとともに、部員や関係者に感染や感染の疑いが生じた場合の対応等についても、各参加校へ事前に周知徹底するようお願いします。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班
電話:(086)226-7592

【資料1】

写

保学第22号
令和2年5月22日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公印省略)

6月からの県立学校における部活動の再開について(通知)

県立学校における部活動の再開については、令和2年3月30日付け保学第101号「新学期からの県立学校における部活動の再開について」において通知しておりますが、現時点での部活動再開の考え方を再度とりまとめましたので通知します。

については、別紙の内容を徹底するとともに、別添「部活動再開のチェック項目」を活用し、感染症対策に万全を期した上で、適切に部活動が再開できるようよろしくお願いします。

ただし、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

【本件問合せ先】

(運動部活動に関すること)

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班

電話:(086) 226-7592

(文化部活動に関すること)

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

電話:(086) 226-7596

別紙

部活動再開の考え方

※下線部 前回（令和2年3月30日付け保字第101号通知）からの変更箇所

1 実施に当たって

- 各部活動の意義や目的に照らし、実施の必要性を判断すること。
- 生徒本人と保護者の意向を尊重して、参加を強制しないこと。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を必ず確認できる体制をとること。
- 発熱等の風邪症状がみられる生徒は、参加しないよう徹底すること。
- 合宿や対外試合等については、6月21日（日）までの間は行わないこと。なお、今後の状況に変化があった場合は、対応等を変更することがある。6月22日（月）以降の対応については、地域の感染者数の状況等を踏まえ、県教委において事前に判断し通知する。
- 熱中症予防に努めるとともに、その対応についても正確かつ迅速に行うこと。
- 別添「部活動再開のチェック項目」を遵守するとともに、次の留意事項において感染拡大防止の対策が困難な場合は、活動を見合わせること。

2 留意事項

「3つの条件（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を徹底的に避けること。

※1つ1つの条件が発生しないよう配慮することが必要。

(1) 活動場所について

- 可能な限り、屋外で実施すること。
- 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で実施する場合の換気は、気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を同時に開けて行うこと。休憩時間等（エアコン使用時を含む。）は、その都度全ての窓を広く開けて換気を行うこと。

(2) 活動内容について

- 臨時休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- 次のような活動は、当分の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に代えるなどの工夫をすること。
 - ・密集する活動
 - ・近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動
 - ・向かい合って発声したりする活動

(例)・大人数が密集する活動を避けて、小グループやパートごとの練習を

行う等の練習方法を工夫する。

- ・近距離で組み合ったり接触したりする場面を避けて、手の届かない距離で個人練習をする等の工夫をする。
- ・向かい合って発声や演奏する活動を避けて、人がいる方向に口が向かないようする等の工夫をする。

(3) 用具等の共用について

- 用具等の共用による接触感染があることから、用具等の共用は可能な限り避けること。共用を避けることが難しい場合は、使用後に手洗いを行うこと。
- 活動で使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要的使い回しをしないこと。

(4) マスクの着用について

- 通常マスクを着用すること。
- 身体に過度な負担が想定されるような運動をする場合には、熱中症等事故防止の観点を踏まえ、状況に応じてマスクをしないで活動することとするが、その場合であっても、距離を保ち、3つの密を徹底的に避けるなど感染症防止対策に万全を期すこと。

(5) 手洗いについて

- 様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、流水と石けんで丁寧に手洗いをすること。
- (例)
- ・練習の前後と休憩時間
 - ・活動場所を移動する際
 - ・用具等を共用した場合

(6) その他

- 部室・更衣室の利用については、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどの工夫をすること。

3 その他

- 活動時間や休養日については、「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」、「岡山県文化部活動の在り方に関する方針」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

【資料2】

(写)

保学第29号
令和2年6月15日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公印省略)

県立学校における部活動の対外試合等の再開について（通知）

県立学校における部活動の再開については、令和2年5月22日付け、保学第22号「6月からの県立学校における部活動の再開について」で通知していますが、6月22日以降の対外試合等について、次のとおり通知しますので、適切に対応願います。

また、これから暑くなる時期を迎えるに当たり、熱中症事故の防止にも一層留意いただき、その対応についても正確かつ迅速に行うようよろしくお願ひします。

なお、今後、状況に変化があった場合は、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

- 1 6月22日（月）以降は、各競技等の特性を踏まえた感染症対策を徹底した上で、対外試合や合宿等の実施、大会や演奏会等への参加を可能とする。
なお、大会や演奏会等への参加に当たっては、主催者が策定したガイドラインや中央競技団体等が示すガイドライン等の遵守を徹底すること。
- 2 県外との交流については、隨時開催される「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で示される県外への移動に関する方針（※）に基づき対応すること。

（※）令和2年5月28日に示された方針

「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力のお願い」（抜粋）

1 外出等に関する県民への協力のお願い（令和2年6月1日から6月18日までの間）

（1）不要不急の帰省や旅行など、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への移動は、できるだけ控えるようお願いします。

また、京都府、大阪府、兵庫県への移動は、宣言解除から3週間後（6月11日）までは、できるだけ慎重にお願いします。

このほかの県外への移動は、移動先の流行状況や各県が出す情報などを確認して行うようお願いします。

【本件問合せ先】

（運動部活動に関すること）

岡山県教育庁保健体育課 学校体育班
電話：(086) 226-7592

（文化部活動に関すること）

岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班
電話：(086) 226-7596

【資料3】

(写)

保健第162号
令和2年8月11日

県立学校長 殿

岡山県教育庁保健体育課長
岡山県教育庁生涯学習課長
(公 印 省 略)

部活動等における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から、新型コロナウイルス感染症対策については、適切に御対応いただき感謝申し上げます。

このたび他県において、部活動及び寮で生活を共にする高校生に、新型コロナウイルス感染症の大規模な集団感染が発生しました。

各校におかれましては、文部科学省から令和2年8月6日付け、事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(改訂)」(以下、「学校の新しい生活様式」という。)の「第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」「第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」を参考にし、再度、次の対応をはじめ、感染防止対策の周知と指導の徹底をよろしくお願ひします。

記

1 部活動の对外試合等

对外試合等については、令和2年6月15日付け、保学第29号「県立学校における部活動の对外試合等の再開について」【別添：資料1】で通知しているところですが、再度、各部活動の意義や目的に照らすとともに、日々変化する感染状況に御留意いただき、実施や参加の必要性と安全性等を判断し、実施する場合は、改めて感染症対策に万全を期してください。

併せて「学校の新しい生活様式 第3章2.部活動」【別添：資料2】、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校 及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A(5月21日時点)」【別添：資料3】も参考にしてください。

2 学校の寄宿舎における感染症対策

学校の寄宿舎における感染症対策については、各施設で徹底していただいているところですが、登校前の健康観察等をはじめ、居室等の換気、食事時における対策などこれまでの感染症対策を再度徹底して行ってください。

また、一般社団法人日本旅館協会によって作成された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」(令和2年5月14日公表、同21日一部改訂)【別添：資料4】も参考にしつつ、施設の規模や実情に応じて行ってください。

【本件問合せ】

・感染症全般に関すること 岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班

TEL: 086-226-7591

・運動部活動に関すること 学校体育班

TEL: 086-226-7592

・文化部活動に関すること 岡山県教育庁生涯学習課 企画推進班

TEL: 086-226-7596

【資料4】

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～（抄）

す。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

2. 部活動

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組みます。

【レベル3 地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

【レベル2 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあっては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあっては、より慎重な検討が必要です。

【レベル1 地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

(全体を通じての留意事項)

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。

- ・活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における競技、演技、演奏時等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、教師等の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。
- ・運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドラインを踏まえること。
- ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

以上のはか、文部科学省作成のQ & A²⁰で示している内容に留意すること。

3. 給食

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業

²⁰ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html

【資料5】

部活動の大会等参加に関するQ & A (令和2年9月14日時点)

(問1)

校内で生徒や教職員に感染が発生した場合は、大会等に参加できないのか。

(答)

校内で感染者が確認され、保健所による濃厚接触者の範囲の特定が行われている間や、濃厚接触者に特定された者の検査が行われている間は、その他の検査を行わない生徒や教職員についても、参加は控えるべきと考えられます。

その後、学校として校内の安全が確認できた段階で、各自の健康状態を確認し、感染防止策を徹底した上で参加することが可能となります。

また、参加に当たっては、学校から大会等の主催者に対して、事前に状況報告を行い、大会等のガイドラインに抵触しないことを確認するとともに、参加する生徒や保護者の意向も十分に確認することが必要です。

(問2)

部員の一人がPCR検査を受検した場合、その検査結果が判明するまでの間、他の部員の大会等への参加はどうすべきか。

(答)

他の部員については、一律に参加を控えるべきものとは考えられません。（生徒が体調不良等によりPCR検査を受けた場合に、その生徒が在籍する学校を一律に臨時休業としない対応と同様の考え方です。）

しかしながら、例えば、保健所から濃厚接触者に特定されてPCR検査を受ける場合で、その生徒の所属する部が、密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動を行っている場合などは、慎重な判断が必要になることも考えられます。

また、参加に当たっては、必要に応じて学校から大会等の主催者に対して、事前に状況報告を行い、大会等のガイドラインに抵触しないことを確認するとともに、参加する生徒や保護者の意向も十分に確認することが必要です。